第2回 感染症等対策委員会

新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言への本校の対応

1 <u>本校の基本対応</u> ⇒ **臨時休校** 期間は **4** 月 **20** 日 (月) ~**5** 月 **6** 日 (水) (*状況次第では休校期間の延長の可能性あり)

2 生徒・保護者への連絡・対応

(1) 4月18日(土)の日程

8:10~8:20 読書

8:20~8:30 各クラスで朝礼

8:40~9:25 1時限目の授業

9:35~10:20 2時限目の授業

10:30~11:15 3時限目の授業

11:25~11:40 清掃

11:45~12:00 教科連絡,休校に伴う諸準備

→連絡プリント,教科の課題,私物の持ち帰り準備

12:05~12:20 終礼 <④限まで授業のクラス>

11:25~12:10 4時限目の授業

12:20~12:35 清掃

12:40~12:55 教科連絡、休校に伴う諸準備

→連絡プリント、教科の課題、私物の持ち帰り準備

13:00~13:15 終礼

*4月18日(土)の三者面談は予定通りに実施する。

- (2) 部活動・模試は4月20日(月)~5月6日(水)の期間中は停止する。 三者面談は実施してもよい。
- (3) **5**月**7**日(木)の出校については、(補習なし)通常登校とする。特別な連絡がある場合は学校 HP や緊急配信メールで**5**月**6**日(水)までに連絡する。(アプリ未加入者は担任が連絡する)
- (4) 生徒は期間中原則として、自宅学習とする。時間割に合わせた学習をする こと。自宅でも手洗い・うがいの励行に励み、学習時間以外も不要不急の 外出は避けること。
 - ア) 原則として、県外への移動等は禁止とする。万が一特別な事情で県外 に出た場合は、自宅に戻ってから2週間の自宅待機とする。
 - イ)家族に新型コロナウイルス感染者および感染者との濃厚接触者が出た場合は、濃厚接触者等と隔離後、2週間の自宅待機とする。
 - ウ) 兄弟姉妹や家族のうち、2週間以内に感染拡大地域等の県外から自宅に戻った方がいる場合は、学校(担任)に連絡すること。状況によってはア) やイ) に準ずる対応をお願いすることとする。

- (5) 寮生について
 - ア) 帰省する場合は、原則保護者に送迎してもらうこと。
 - イ) 県外・離島の寮生(で近隣に宿泊できる親戚等がない場合) は、期間 中は寮に残留することを原則とする。
 - ウ) 感染拡大傾向の地域から帰鹿した場合は、「親戚の家、またはホテルなど」で2週間待機してから、寮に戻り登校すること。
- (6) 5月9日(土)の学級 PTA は中止とする。
 - ア) 学級専門委員および学級役員は、「令和2年度PTAクラス専門委員会希望調査」をもとに5月7日以降に担任が原案を作成する。
 - イ)PTA専門委員長・副委員長の選出についてはPTA旧役員に一任する。
- (7) 5月7日(木)の検尿(2次)及び運動器検診は延期する。

3 中間考査・職員勤務

- (1) 中間考査は学校全体としては実施しないが、学年や各教科・科目の状況に応じて、中間考査に準ずるテストを実施してもよい。
 - →時間割変更等が必要な場合は教務に相談して進めること。
- (2) 4月20~22日の勤務については通常勤務とする。 4月23日以降の教職員の勤務は原則として,9:00~12:00とする。

4 緊急および今後の検討課題

- (0) 保護者宛「臨時休業について(お知らせ)」公文の作成 →本日(4月17日(金))終礼時に配布
- (1) 各教科・科目の課題・宿題の作成・提示 →明日(4月18日(土))終礼時に配布・指示
- (2) 学級 PTA の中止および学級専門委員の選出に関して PTA 会長の意向確認 が必要。⇒**了承済み**
- (3) 休校期間における指導
 - ア) 担任と生徒の連絡→google class room を中心に行う
 - イ) オンラインにおける学業指導
 - →希望する先生には 4 月 20 日 (月) 9:00 から末吉先生が説明 $9:30\sim10:20$ 中・高 2, $10:30\sim11:20$ 高 1, 高 3
 - ウ) 寮生には休校期間中は情報科教室(不足した場合はパソコン教室も加えて)の利用を可能とする。
- (4) 生徒総会(4月28日)の日程
- (5) 学校再開後の授業確保
 - →進路指導部・教務部と各教科が連携して授業・補習を活用して, 進度の遅れをカバーする。(例:夏休みの活用など)